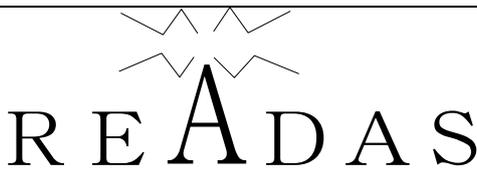


第 5451 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 4月18日 月曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

1,000万円以上の資産を取得する場合は注意を!

Q：平成28年度の税制改正では、消費税の節税スキームが封じ込められたとか。どのようなになったのですか？

A：次のようになりました。

【解説】

消費税の節税スキームは、大枠、課税事業者の間に多額の課税仕入を行って、消費税の還付を受け、その後の課税期間で免税事業者や簡易課税を選択して消費税の節税を図るというのですが、これまで、いわゆる自販機スキームといわれる節税スキームが広まり、平成22年度の税制改正で網がかけられたという経緯があります。

その後、平成22年度の税制改正をかいくぐる節税スキーム－課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となり2年間を経過してから調整対象固定資産の課税仕入を行えば、平成22年度改正の適用がないことから、これを利用して節税しようというものが行われるようになってきたことから、今回、28年度改正で網がかけられることとなったわけです。

内容は、平成28年4月以降、1,000万円（税抜）以上の「棚卸資産」又は「調整対象固定資産」の課税仕入を行った課税事業者は、その事業年度を含めて3期間は免税事業者になることも簡易課税制度の適用を受けることもできないとするものです。課税事業者になって2年という年数縛りがなくなりましたので注意が必要です。また、対象資産に「棚卸資産」が含まれている点にも注意してください。

